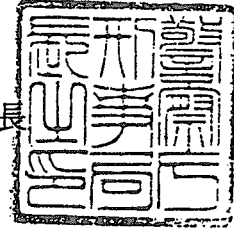




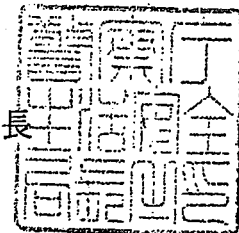
警察庁丙刑企発第66号
警察庁丙生企発第97号
平成12年4月27日

全国信用金庫協会会長 殿

警察庁刑事局長



警察庁生活安全局長



組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の施行に伴う疑わしい取引の届出制度の運用等について（要請）

謹啓 陽春の候 貴台におかれては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴協会とその傘下金融機関にあっては、平素から、捜査、防犯等警察の諸活動に対し格別の御理解と御協力をいただいていたところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、御高承のとおり、深刻化する組織的な犯罪が我が国の平穏な市民生活を脅かし、健全な社会、経済の維持、発展に悪影響を及ぼしている情勢を背景として、この度、疑わしい取引の届出制度の拡充等を内容とする組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）が施行されましたが、同法が目的とする組織的な犯罪への対策の強化を実効あらしめるためには、金融機関と警察との連携を一層緊密なものとし、もって我が国の社会、経済システムが犯罪者に侵食されることを防止することが必要であります。

つきましては、疑わしい取引の届出制度の効果的な運用等のため、この際、下記の諸点につき貴協会に属する金融機関に周知徹底されるよう要請する次第です。

記

1 疑わしい取引の届出制度の運用について

疑わしい取引の届出制度の効果的な運用のため、金融機関にあっては、届出に当たり、特に下記の2点に留意していただきたいのであります。

(1) 捜査関係事項照会に係る取引の取扱い

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく届出の中には、捜査機関からの照会を受けたことのみを理由としたものが少なからず見受けられました。

しかしながら、このような届出が、捜査機関に対しマネー・ローンダリング及びその前提犯罪の捜査の端緒を提供するという同制度本来の目的にかなうものとは考え難いところです。加えて、組織的犯罪処罰法において、届出範囲が財産に対する

罪に係る取引を含む形で大幅に拡大されたため、被害確認等のための照会に係る取引が混在する可能性が高まることにかんがみれば、今後は、捜査関係事項照会がなされたことのみをもって、疑わしい取引に該当すると速断することのないようにしていただきたいのであります。

(2) 暴力団等の反社会的勢力に係る取引の取扱い

組織的犯罪処罰法の目的とするところは、暴力団を始めとする反社会的勢力に対し資金面から打撃を与えることにあり、同法による疑わしい取引の届出制度はそのための重要な柱となります。したがって、取引が反社会的勢力に係るものであることを承知されている場合には、その届出の内容に特段の注意を払うなど、適切に対処していただきたいのであります。

2 口座開設時における本人確認の徹底等について

金融機関の口座開設時の本人確認については、疑わしい取引の届出制度を含むマネー・ローンダリング対策の一環として、従来から、取り組んでいただいているところでありますが、最近、架空名義（他人名義を含む。以下同じ。）の銀行口座等を開設し、あるいは、インターネット上で購入した架空名義の銀行口座等を利用して、詐欺等の犯罪を敢行するいわゆる「なりすまし」犯罪が多数発生し、多くの国民が被害に遭っているところであります。これについては、パソコン、スキャナ等を使用した運転免許証や健康保険証等本人確認書類の偽造、本人確認が不確実な郵便による口座開設（以下「メールオーダーサービス」という。）が要因となっていると考えられます。特に、メールオーダーサービスについては、公的証明書の原本による確認をせず、偽造等の手段により作成された健康保険証等の写しが利用され、安易に口座が開設されている例も見受けられるところであります。

このような状況を放置すれば、ますます犯罪を誘発・助長し、特に、架空名義の銀行口座を悪用した電子商取引等が横行するおそれがあり、また、疑わしい取引の届出に係る情報の内容の有用性が損なわれかねないことから、窓口における口座開設時には運転免許証等の公的証明書の原本による本人確認を徹底する一方、メールオーダーサービスについては、公的証明書（言うまでもなく、写しの場合には、偽造の有無につき十分な注意が必要となります。）の添付要求及び電話等による事後の本人確認の履行等により、架空名義の口座開設を防止していただきたいのであります。

3 捜査秘密の保持について

御承知のように、捜査活動は、捜査の直接の対象者に対してはもちろんのこと、広く関係者に対しても秘匿して行われるべきものであります。しかるに、捜査に協力された方が、故意又は不注意によってその知り得た捜査にかかわる情報を第三者に伝えられることは、捜査対象者等に捜査の状況が伝わることになりかねず、捜査に重大な支障を来すことは改めて申すまでもありません。

このため、捜査秘密の保持については、これまでも、捜査関係事項照会等各般の捜査活動に協力願う際に、格別の理解を求めてきたところであります。あわせて、金融機関が顧客に対して負う守秘義務については、犯罪の捜査という重要な刑事司法活動に対する協力義務が課されている場合にまでなお保持されなければならないものとは解されないので、顧客に通知することなしに警察の照会に応じても問題ないことを説

明申し上げてきました。

この度、組織的犯罪処罰法において、疑わしい取引の届出について金融機関に守秘義務が課されたことは、まさに上記と同じ趣旨によるものであり、この機会に改めて、捜査活動にかかわる情報の取扱いについて特段の配慮をされるよう、お願いしたいのであります。

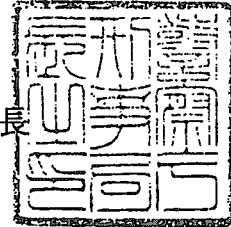
謹白



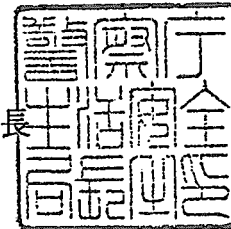
警察庁丙刑企発第67号
警察庁丙生企発第98号
平成12年4月27日

全国信用組合中央協会会長 殿

警察庁刑事局長



警察庁生活安全局長



組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の施行に伴う疑わしい取引の届出制度の運用等について（要請）

謹啓 陽春の候 貴台におかれては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴協会とその傘下金融機関にあっては、平素から、捜査、防犯等警察の諸活動に対し格別の御理解と御協力をいただいていたところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、御高承のとおり、深刻化する組織的な犯罪が我が国の平穏な市民生活を脅かし、健全な社会、経済の維持、発展に悪影響を及ぼしている情勢を背景として、この度、疑わしい取引の届出制度の拡充等を内容とする組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）が施行されましたが、同法が目的とする組織的な犯罪への対策の強化を実効あらしめるためには、金融機関と警察との連携を一層緊密なものとし、もって我が国の社会、経済システムが犯罪者に侵食されることを防止することが必要であります。

つきましては、疑わしい取引の届出制度の効果的な運用等のため、この際、下記の諸点につき貴協会に属する金融機関に周知徹底されるよう要請する次第です。

記

1 疑わしい取引の届出制度の運用について

疑わしい取引の届出制度の効果的な運用のため、金融機関にあっては、届出に当たり、特に下記の2点に留意していただきたいのであります。

(1) 捜査関係事項照会に係る取引の取扱い

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく届出の中には、捜査機関からの照会を受けたことのみを理由としたものが少なからず見受けられました。

しかしながら、このような届出が、捜査機関に対しマネー・ローンダリング及びその前提犯罪の捜査の端緒を提供するという同制度本来の目的にかなうものとは考え難いところです。加えて、組織的犯罪処罰法において、届出範囲が財産に対する

罪に係る取引を含む形で大幅に拡大されたため、被害確認等のための照会に係る取引が混在する可能性が高まることにかんがみれば、今後は、捜査関係事項照会がなされたことのみをもって、疑わしい取引に該当すると速断することのないようにしていただきたいのであります。

(2) 暴力団等の反社会的勢力に係る取引の取扱い

組織的犯罪処罰法の目的とするところは、暴力団を始めとする反社会的勢力に対し資金面から打撃を与えることにあり、同法による疑わしい取引の届出制度はそのための重要な柱となります。したがって、取引が反社会的勢力に係るものであることを承知されている場合には、その届出の内容に特段の注意を払うなど、適切に対処していただきたいのであります。

2 口座開設時における本人確認の徹底等について

金融機関の口座開設時の本人確認については、疑わしい取引の届出制度を含むマネー・ローンダリング対策の一環として、従来から、取り組んでいただいているところでありますが、最近、架空名義（他人名義を含む。以下同じ。）の銀行口座等を開設し、あるいは、インターネット上で購入した架空名義の銀行口座等を利用して、詐欺等の犯罪を敢行するいわゆる「なりすまし」犯罪が多数発生し、多くの国民が被害に遭っているところであります。これについては、パソコン、スキャナ等を使用した運転免許証や健康保険証等本人確認書類の偽造、本人確認が不確実な郵便による口座開設（以下「メールオーダーサービス」という。）が要因となっていると考えられます。特に、メールオーダーサービスについては、公的証明書の原本による確認をせず、偽造等の手段により作成された健康保険証等の写しが利用され、安易に口座が開設されている例も見受けられるところであります。

このような状況を放置すれば、ますます犯罪を誘発・助長し、特に、架空名義の銀行口座を悪用した電子商取引等が横行するおそれがあり、また、疑わしい取引の届出に係る情報の内容の有用性が損なわれかねないことから、窓口における口座開設時には運転免許証等の公的証明書の原本による本人確認を徹底する一方、メールオーダーサービスについては、公的証明書（言うまでもなく、写しの場合には、偽造の有無につき十分な注意が必要となります。）の添付要求及び電話等による事後の本人確認の履行等により、架空名義の口座開設を防止していただきたいのであります。

3 捜査秘密の保持について

御承知のように、捜査活動は、捜査の直接の対象者に対してはもちろんのこと、広く関係者に対しても秘匿して行われるべきものであります。しかるに、捜査に協力された方が、故意又は不注意によってその知り得た捜査にかかわる情報を第三者に伝えられることは、捜査対象者等に捜査の状況が伝わることになりかねず、捜査に重大な支障を来すことは改めて申すまでもありません。

このため、捜査秘密の保持については、これまでも、捜査関係事項照会等各般の捜査活動に協力願う際に、格別の理解を求めてきたところであります。あわせて、金融機関が顧客に対して負う守秘義務については、犯罪の捜査という重要な刑事司法活動に対する協力義務が課されている場合にまでなお保持されなければならないものとは解されないので、顧客に通知することなしに警察の照会に応じても問題ないことを説

明申し上げてきました。

この度、組織的犯罪処罰法において、疑わしい取引の届出について金融機関に守秘義務が課されたことは、まさに上記と同じ趣旨によるものであり、この機会に改めて、捜査活動にかかわる情報の取扱いについて特段の配慮をされるよう、お願いしたいのであります。

謹白